

隠岐の島町体験ガイドライン

目的

新型コロナウイルス感染症により経済的に影響を受ける町内の事業所について、国が業種別に示したガイドライン（望ましい「指針」）を基本に、隠岐の島町に合わせた内容のガイドラインを作成しました。

そのガイドラインの各項目の対応について、事業主の皆様にはチェックリストによるチェック（評価）をしていただき、それを協議会へ提出してもらいその内容により「新型コロナウイルス対策に努力して取り組んでいる事業所」として公表し、消費者の皆さんが少しでも安心して利用できる事業所としてPRしようとするものです。

もちろんチェックリストの提出は任意ですが、隠岐の島町の事業所が一丸となって取り組んでいることを、島内はもとより島外へアピールすることで安心安全な経済活動が取り戻せると考えますので何卒よろしくをお願いします。

① 来場者の安全確保のために実施すること

- ・発熱がある場合等、来館自粛を求める条件を事前に周知するとともに、施設の入り口に明示するよう努める。
- ・一定値以上の発熱がある場合は入館をお断りするよう努める。
- ・感染者が発生した際には来場者への注意喚起を行える体制を応ずる必要がある。（発生事実の周知、来場者自身が来館日時を記録することを促す等）なお、来場者の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成することも考えられるが、その場合、来場者に対してこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されうることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱うことが求められる。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。消毒液は、当該場所に最適なものをを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検に努める。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置方式を推奨する。

② 従事者の安全確保のために実施すること

- ・従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握することに努める。
- ・従事者に対して定期的な検温を促し、特に 37.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すよう努める。更に、発熱のほかに、咳、全身倦怠感、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合は、自宅待機を促すよう努める。

- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ユニフォーム等こまめに洗濯する。
- ・従事者から来場者に対する留意事項の説明や誘導の為に必要な発話、及び来場者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内を活用するよう努める。
- ・従事者に感染が疑われる場合には保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うよう努める。

③ 開催にあたって特に留意すべきこと

- ・フロアマーカ等設置等の工夫を行い、来場者同士の距離を確保することに努める。

(創作体験について)

- ・対面で同様の物を作り指導を行う。対面で行うため、透明ビニールシート・アクリル板などで利用者との間を遮蔽することに努める。

(ガイド等)

- ・利用者との距離を2m以上取りマイクを使って案内を行うよう努める。
- ・終了時は利用者、担当ガイド双方とも手洗いと消毒を行うよう努める。
- ・共用の道具等（釣り竿等）については消毒を行う。

(民謡)

- ・演者と観客の距離を5m以上とる。且つ観客同士についても一定の距離を保つよう努める。
- ・距離が保てる会場でのみ公演可能とし、それ以外は予約を受けないよう努める。

④ 広報・周知

- ・従事者及び来場者に対して以下について周知する。
 - 健康状態等に関する来場自粛の徹底に努める。(発熱、咳、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合は自粛を要請する。)
 - ソーシャルディスタンスの確保の徹底に努める。

- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- 氏名、連絡先などを必ず控え、必要に応じて保健所や公共機関へ情報提供を行うよう努める。

令和2年6月4日

新型コロナウイルス対策連絡協議会

【事務局】

隠岐の島町商工会

TEL：08512-2-1157 FAX：08512-2-5984

(一社) 隠岐の島町観光協会

TEL：08512-2-0787 FAX：08512-2-3950